

特定医療費（指定難病）支給認定申請のご案内

長野県（R1.7月）

原因が不明で治療方法が確立されていない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定めた疾病（指定難病といいます。）にかかっている患者さんの医療費の負担軽減を目的として医療費の一部を助成しています。

平成27年1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、令和元年7月の時点で333疾病が医療費助成の対象となっています。

医療費の助成を受けるためには、支給認定の申請を行い長野県から認定される必要がありますので、この案内を最後までお読みいただき、お手続きをお願いします。

1 対象となる方 次の項目をすべて満たす方が対象となります。

①長野県内に住所がある方

（指定難病の患者さんが18歳未満の場合は、申請者（患者さんの保護者）の住所が長野県内にある方

②公的医療保険に加入している方または生活保護受給者の方

③国が指定する難病に罹患している方（厚生労働大臣が定める診断基準^{※1}を満たしている方をいいます。）のうち、次の認定基準を満たしている方



診断基準を満たしていることに加え、次のいずれかを満たしている方が対象となります。

① 病状の程度が、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度であること。（重症度^{※2}を満たしている）

② ①に該当しないが指定難病とそれに付随する傷病に係る医療費の総額が、33,330円を超えた月が申請日の属する月以前の12月以内に3月以上あること。（軽症者特例^{※3}に該当する）

診断基準^{※1}及び重症度^{※2}

疾病ごとに診断基準及び重症度が定められています。厚生労働省または長野県ホームページで基準を確認することができます。

軽症者特例^{※3}

9ページの「軽症者特例（軽症高額該当基準）による支給認定申請のご案内」をご覧ください。

2 対象となる難病

10 ページの「指定難病一覧」をご確認ください。

3 医療費助成の内容

対象となる医療の範囲	医療受給者証に記載された指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療等
医療給付の内容	①入院・外来の医療費、②薬代(院内・院外問わない)、③訪問看護費
介護給付の内容	①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④介護療養施設サービス、⑤介護予防訪問看護、⑥介護予防訪問リハビリテーション、⑦介護予防居宅療養管理指導、⑧介護医療院サービス

上記は、都道府県から指定を受けた「指定医療機関」(病院・診療所、薬局、訪問看護事業者)で受診した場合に限られます。

指定の状況は都道府県ホームページをご覧ください。医療機関に直接お問い合わせください。

4 助成の対象とならない費用 次の費用は医療費助成の対象となりません。(例示)

- (1) 受給者証に記載されている有効期間外にかかった医療費
- (2) 認定された疾病及び付随して発生する傷病以外の治療にかかった医療費
- (3) 医療保険が適用されない医療費(保険診療外の治療・調剤、差額ベッド代など)
- (4) 指定医療機関以外で受けた医療、介護サービス
- (5) 入院中の食事療養費及び生活療養費、介護療養施設サービスでの食費及び居住費
- (6) 介護保険での訪問介護の費用
- (7) 臨床調査個人票などの文書作成費用
- (8) ※¹鍼灸、あんま・マッサージ、柔道整復にかかった費用
- (9) 眼鏡やコルセット、車椅子などの補装具作成費用
- (10) 往診料等で医療機関に支払う保険適用外の交通費

※¹ スモン患者に対するはり等の施術費助成については、引き続き特定疾患治療研究事業として実施。

5 月額自己負担上限額

・自己負担上限額は、患者さんと同じ医療保険に加入している方の市町村民税額(所得割額)に応じて下の表のようになります。

・月ごとに受診した複数の医療機関の自己負担額を合算し、自己負担上限額(月額)に達した時は、それ以上の自己負担はなくなります。

なお、複数の指定医療機関での自己負担額を管理するために、医療受給者証とあわせ

自己負担上限額管理票を交付します。

単位：円

階層区分	【階層区分の基準】 (患者さんが加入する医療保険により算定方法が異なります)		患者負担割合：2割(現在1割の方は1割)		
			自己負担限度額 (外来+入院+薬代+介護給付費)		
	一般	高額かつ長期※1	人工呼吸器等装着者※2		
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)※3	本人収入 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税額(所得割) 7.1万円未満		10,000	5,000	臨床調査個人票 に人工呼吸器等 装着者であること の記載があり、認 定基準を満たして いる場合に適用さ れます。
一般所得Ⅱ	市町村民税額(所得割) 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税額(所得割) 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食事			全額自己負担		

※1 高額かつ長期・・・支給認定を受けた日以後の月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方です。(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

※2 人工呼吸器等装着者・・・指定難病に起因して次の①、②の基準を満たしている場合に該当します。

① 継続して常時人工呼吸器又は体外式補助人工心臓を装着する必要がある。

② 日常生活動作が著しく制限されている。

※3 市町村民税非課税世帯・・・均等割と所得割のいずれも非課税の世帯です。

患者(又は児童保護者)の年収(給与・年金・手当等)により階層区分低所得Ⅰか低所得Ⅱを決定します。

※その他(世帯按分)・・・患者さんと同じ医療保険に加入している方が指定難病または小児慢性特定疾病の受給者の場合には、自己負担額が軽減されます。

6 給付を受けられる期間

保健所が支給認定申請を受付けた日	有効期間の終期
1月1日から 6月30日まで	申請した年の 9月30日まで
7月1日から12月31日まで	申請した翌年の 9月30日まで

有効期間終了後も引続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要となります。
更新時期が近づきましたら対象者にはお知らせを送付します。

7 申請に必要な書類

次の書類を住所地を所管する保健所に提出してください。

認定された場合、保健所が申請に必要なすべての書類を受理した日から医療費の助成を開始します。

医学的審査を行うため、申請書を受理してから認定結果をお知らせするまでに2～3ヶ月程度かかります。

特定医療費(指定難病)新規申請書類一覧

番号	書類名	説明	備考						
全員が提出する書類									
1	特定医療費(指定難病)支給認定申請書	保健所窓口・県ホームページから入手できます。							
2	臨床調査個人票 (医師が記載した日から6か月以内のもの)	保健所窓口・県ホームページから入手できます。	難病指定医※に記載してもらいます。						
3	世帯全員の住民票の写し (発行日から6か月以内のもの)	お住まいの市町村で発行	県内在住要件及び住民票の世帯の範囲を確認するため、世帯全員の記載と続柄が必要です。						
4	※所得金額・市町村民税の課税額が確認できる書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>申請日</th> <th>所得証明書等の証明年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年7月1日 ～ 令和元年6月30日まで</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>令和元年7月1日 ～ 令和2年6月30日まで</td> <td>平成31年度</td> </tr> </tbody> </table>	申請日	所得証明書等の証明年度	平成30年7月1日 ～ 令和元年6月30日まで	平成30年度	令和元年7月1日 ～ 令和2年6月30日まで	平成31年度	市町村が発行する次の書類のうちいずれかひとつ。 ①「所得・課税証明書」(原本) ②「税額決定・納税通知書」 ③「特別徴収税額決定通知書」 ②、③は写し可(全ページをコピー) 注)市町村民税非課税、国民健康保険組合加入者は①を提出してください。	・提出が必要なご家族の範囲は、次ページによりご確認ください。 ・長野県医師国保組合の加入者を除き、義務教育終了前で明らかに所得がない場合及び生活保護受給者は提出不要です。 ・③は2か所以上から配布されている場合には全て提出してください。
申請日	所得証明書等の証明年度								
平成30年7月1日 ～ 令和元年6月30日まで	平成30年度								
令和元年7月1日 ～ 令和2年6月30日まで	平成31年度								
5	※医療保険証(健康保険証)の写し		・提出が必要なご家族の範囲は、次ページによりご確認ください。 ・患者さんが高齢受給者証を持っている場合は、その写しも提出してください。						
6	医療保険の所得区分の確認に係る同意書 (市町村国保・国保組合に加入の方のみ)	保健所窓口・県ホームページから入手できます。	・高額療養費の所得区分を保険者に照会するために必要です。 ・被用者保険加入の方、後期高齢者医療制度対象の方は不要です。						
7	個人番号(マイナンバー)提供に関する本人確認書類	①申請者のマイナンバーが確認できる書類 ②申請者の身元を確認できる書類	申請書に記載した申請者のマイナンバーが正しい番号であることを確認するために①及び②の書類の提示(郵送の場合は写しを提出)が必要です。						

難病指定医[※]について・・・新規申請に必要な臨床調査個人票を記載できるのは、都道府県から指定を受けた難病指定医に限られます。指定状況は都道府県ホームページをご覧ください。医療機関に直接お問い合わせください。

該当者のみ必要となる書類									
8	「軽症高額該当」に該当することを理由に申請をする場合	医療費申告書(領収書添付)	軽症高額とは・・・ 疾病の程度が重症度分類には該当しないものの、指定難病に係る月ごとの医療費総額(10割)が33,330円を超えた月数が申請日の属する月以前の12月以内に3月以上ある場合をいいます。						
9	常時「人工呼吸器」又は「体外式補助人工心臓」を装着している場合	臨床調査個人票	難病指定医に臨床調査個人票内の「人工呼吸器」又は「補助循環」欄に記載をしてもらってください。						
10	(1)受診者が「小児慢性特定疾病」の医療費助成を受けている場合 (2)受診者と医療保険上の同一世帯内に「指定難病」または「小児慢性特定疾病」の医療費助成を受けている方がいる場合	小慢または難病の医療受給者証の写し							
11	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の写し							
12	中国残留邦人等支援給付受給世帯	本人確認証の写し							
13	境界層該当者	境界層該当証明書							
14	寡婦(夫)控除みなし適用の申請を行う場合	誓約書(様式第12号)及び戸籍全部事項証明書等	戸籍全部事項証明書等は過去に婚姻歴がないこと、対象者とその子の関係が確認できるものが必要となります。						
15	指定難病に起因する腎臓機能障害に対する人工透析療法を受けている場合	特定疾病療養受療証の写し							
16	市町村民税非課税世帯 (所得割・均等割とも非課税)	受給者に係る障害年金その他の年金、手当、給付金の前年中に受給した額がわかる書類 ①年金振込通知書の写し ②支給認定通知書の写し ③振り込まれた通帳の写しなど収入額が確認できるもの。	<p>・受給額を確認できる書類が提出できない場合、階層区分は「低所得Ⅱ」となります。</p> <p>・受診者が児童の場合は保護者(父母)それぞれの提出が必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請日</th> <th>受給金額を確認する年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年7月1日 ～ 令和元年6月30日まで</td> <td>平成29年中の受給額</td> </tr> <tr> <td>令和元年7月1日 ～ 令和2年6月30日まで</td> <td>平成30年中の受給額</td> </tr> </tbody> </table>	申請日	受給金額を確認する年	平成30年7月1日 ～ 令和元年6月30日まで	平成29年中の受給額	令和元年7月1日 ～ 令和2年6月30日まで	平成30年中の受給額
			申請日	受給金額を確認する年					
平成30年7月1日 ～ 令和元年6月30日まで	平成29年中の受給額								
令和元年7月1日 ～ 令和2年6月30日まで	平成30年中の受給額								
<p>・遺族年金、障害年金、障害補償給付、寡婦年金、 ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当等 (省令第8条に列記されている給付をいいます。)</p>									

※提出が必要なご家族の範囲

患者さんが加入している医療保険の種類	4. ※市町村民税課税額が確認できる書類	5. ※公的医療保険の被保険者証等のコピー
国民健康保険 (市町村国保、国民健康保険組合)	患者さん+患者さんと同じ国保に加入している方全員分 (患者さんが18歳未満で保護者が後期高齢に加入している場合は、保護者分も必要)	患者さん+患者さんと同じ国保に加入している方全員分
後期高齢者医療制度	患者さん+同じ住民票で後期高齢に加入している方全員分	患者さん+同じ住民票で後期高齢に加入している方全員分
被用者保険 (全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、船員保険 など)	患者さんが被保険者本人の場合	患者さん分
	患者さん以外が被保険者の場合	被保険者分 ただし、被保険者が非課税の場合は被保険者+患者さん分

8 医療受給者証交付後の注意事項

- (1) 認定された疾病に係る医療費助成を受けることができるのは、都道府県が指定した「指定医療機関」で受診した場合のみとなります。
- (2) 受診の際は、必ず**医療受給者証**及び**自己負担額上限額管理票**を指定医療機関窓口に提示してください。

9 医療費の払戻し手続きについて

支給認定申請を行ってから医療受給者証が交付されるまでに2～3ヵ月程度かかるため、申請日から医療受給者証が交付されるまでの間は、いったん保険診療の自己負担分を指定医療機関に支払っていただきます。

認定後、本来負担すべき額を超えた分については、所定の様式に医療機関の証明を受けることにより、保健所で払戻しを受けることができます。

10 医療受給者証の記載内容に変更が生じた場合

医療受給者証の記載内容に次のような変更が生じた場合は、住所地を所管する保健所で変更手続きを行ってください。

月額自己負担額を伴う変更は手続きを行った日の翌月初日（申請を行った日とその月の初日の場合はその日）から適用されますのでご注意ください。

- 加入する医療保険が変更になった場合
- 県内の転居、氏名、連絡先が変更になった場合
- 月額自己負担上限額に係る事項が変更になる場合
 - ・高額かつ長期、人工呼吸器等装着者に該当することになった。
 - ・患者と同じ医療保険に加入する方が新たに指定難病または小児慢性特定疾病に係る支給申請を行うことになった。
 - ・患者が加入する医療保険の世帯員に変更があった。
 - ・生活保護の受給開始または廃止（停止）することになった。

11 医療受給者証の返還

疾病の治癒、死亡、県外へ転出の場合は、返還届に医療受給者証を添付の上、保健所に返還をお願いします。

転入先の都道府県で引き続き医療費の助成を受けることを希望する場合は、転入先の都道府県にすみやかに支給認定申請書を提出してください。

長野県の医療受給者証は新住所の転入に係る申請手続きが済みましたら保健所に返還をお願いします。

受給者番号	高額・人工	世帯按分

特定医療費（指定難病）支給認定申請書 **（新規・更新・変更・転入）**


受診者 (患者)	フリガナ	ナガノ ヨシコ										性別	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	年齢	満56歳	
	氏名 (個人番号)	長野 良子										生年月日	昭和37年 11月 23日			
	マイナンバー	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2			
	郵便番号	〒3580-8570				電話	(自宅)026-235-7150				(携帯)090-1234-5678					
	住所	長野市長野字幅下692-2														
	加入医療保険	被保険者氏名	長野 一郎					受診者との続柄	本人・ 家族							
		被保険者証発行機関名	〇〇健康保険組合				被保険者証の記号・番号	123-456								
介護保険	要介護・要支援認定	有・ 無			生活保護受給	有・ 無										
指定難病名	全身性エリテマトーデス、多発性嚢胞腎															
※申請するすべての疾病名を記入してください。																
児童(18歳未満)の保護者	フリガナ															
	氏名 (個人番号)															
	住所															

全ての方がいずれかにチェックをお願いします。
軽症者特例については、申請のご案内9頁もあわせてご覧ください。

軽症者特例による支給認定	軽症者特例による支給認定申請について（該当するものに☑）	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
	<p>特定医療費の支給は、指定難病にかかっていると認められる方で、国が定める重症度分類に該当する方が対象となりますが、重症度分類に該当しない方であっても、申請月以前の12月以内に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3月以上ある場合は「軽症者特例」として、支給対象となります。（医療費総額には入院時食事（生活）療養標準負担額は含みません。）</p> <p>「軽症者特例」に該当すると思われる方は、「する」に☑をして、医療費申告書に医療費総額が確認できる書類（領収書・診療明細書・調剤明細書など）を添えて提出してください。（重症度分類に該当するかどうかについては、医療機関にご確認ください。）</p>		

自己負担上限月額の特例（該当するものに☑）	
<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/> 高額かつ長期 ※「高額かつ長期」とは支給認定を受けた月以降の月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が年6回以上ある方をいいます。
<input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除のみなし適用	※支給認定基準世帯（裏面参照）の中に、法律上の婚姻によらず父または母となった方で、婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない方がいる場合は対象となる可能性があります。

今回申請する受診者と同じ世帯内（同じ医療保険加入者に限る）に指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者又は申請中の者の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合は裏面の支給認定基準世帯員の欄に記載)
---	--

臨床調査個人票の研究利用についての同意	保健所収受印欄
私は、難病の研究を推進するため、添付した診断書（臨床調査個人票）を厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾病研究の基礎資料として使用されることに同意（裏面）し、特定医療費の支給を申請します。	
受診者氏名 長野 良子 印（自署または記名押印） (又は児童保護者氏名)	
令和元年 8月 1日	

保健所記入欄	決定事項	審査	年月日	臨個票	住民票	課税額	保険証	同意書	その他()		
	申請者の本人確認	1つで可	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> その他()					
		2つ以上	<input type="checkbox"/> 医療保険証	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 所得・課税証明書	<input type="checkbox"/> 介護保険証	<input type="checkbox"/> その他()				
	受診者等の番号確認	<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票(個人番号付き) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()									
	「世帯」市町村	・市町村民税非課税					非課税：対象患者の収入金額計				
	民税課税状況	・市町村民税(所得割) 課税年額合計					円	円			
	区分	一般・高額長期・人工呼吸器・※複数患者按分・境界層該当					生保・低I・低II・一般I・一般II・上位				
自己負担上限月額	円(※按分前自己負担上限月額 円)										
保険適用区分	ア・イ・ウ・エ・オ・VI・V・IV・III・II・I・未加入										

裏面も必ずご記入ください

(裏面)

支給認定基準世帯員 受診者が国保・後期高齢医療保険に加入している場合は、受診者と同じ医療保険に加入している方全員（住民票が別の方を含む）を記入してください。

受診者が被用者保険に加入している場合は、受診者、被保険者のほか同じ被用者保険に加入する指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者を記入してください。（個人番号は被保険者のみ記入してください。）

世帯員氏名 (個人番号マイナンバー)	受診者との続柄	医療保険の種別 (該当するものに○)	被用者保険(*) の被保険者本人に○	指定難病・小児慢性特定疾病の受給者 (受給者番号)	税証明 (提出有りに○)	保健所記入欄
						市町村民税 (所得割) 課税年額
長野 良子	本人	国保・後期 被用者		難病・小児 ()		円
フリガナ 長野 一郎 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	夫	国保・後期 被用者	○	難病・小児 ()	○	円
フリガナ 長野 花子	子	国保・後期 被用者		難病・小児 ()		円
フリガナ 長野 太郎	子	国保・後期 被用者		難病・小児 (1 2 3 4 5 6 7)		円
フリガナ		国保・後期・被用者		業 ()		円

市町村民税非課税世帯の方は、自己負担額の決定に必要となりますので、こちらの枠内も記載をお願いします。

※ 被用者保険：市町村国保、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度以外の保険

他都道府県からの転入者の方のみお答えください。（該当するものに☑）

転入前の支給認定基準世帯員（自己負担額を決定する時の世帯）と変更が 有 無

市町村民税非課税世帯の方のみお答えください。（該当するものに☑）

市町村民税非課税世帯（均等割と所得割のいずれも非課税）の方については、自己負担上限月額額の階層区分は[低所得Ⅰ]又は[低所得Ⅱ]に該当しますが、さらに、受診者（又は児童の保護者それぞれ）の前年（1～6月申請の場合は前々年）の年収が80万円以下の場合は、より低額な階層区分[低所得Ⅰ]に該当します。年収の確認のため以下の障害年金などを受給している場合は、受給額が確認できる書類を提出してください。

なお、年収（障害年金等の受給額を含む）が明らかに80万円を超えている場合は書類の提出は不要です（提出がない場合は低所得Ⅱとなります）。

次の障害年金などを 受給している 受給していない

障害年金 遺族年金 寡婦年金 障害補償
特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当 福祉手当

受診を希望する指定医療機関（調剤薬局、訪問看護事業者を含む）

医療機関名	所在地	医療機関コード (保健所記入欄)
××病院	長野市南長野1-1	
△△薬局 □□店	長野市南長野1-5	
〇〇訪問看護ステーション	長野市南長野3-4	

受診者（又は児童の保護者）以外に医療受給者証等の送付を希望される場合に記入してください。

住所	〒
氏名	受診者との関係（ ） 電話（ ）

同意について 厚生労働省では、難病の研究を推進するため、本申請書に添付された診断書(臨床調査個人票)をデータベースに登録し、厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用することとしています。臨床調査個人票の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

なお、この同意は、添付された臨床調査個人票を疾病研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床調査研究分野の研究班で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。

軽症者特例（軽症高額該当基準）による支給認定申請のご案内

軽症者特例とは、指定難病に罹患している方で症状の程度が重症度分類で一定以上に該当しないため申請が認定とならなかった方や、申請当初から重症度を満たさないとと思われる方が、月々の指定難病に係る医療費が高額となる場合には、医療費の助成対象とする制度です。

具体的には次の①②ともに満たすことが必要です。

＝軽症高額該当基準＝

- ①診断基準に照らして指定難病に罹患していることは認められるが、症状の程度が重症度分類の基準を満たさない。
- ②医療費を考慮する期間^{※1}において指定難病に係る医療費総額^{※2}（自己負担額ではありません）が33,330円を超える月が3回以上ある。

1 軽症者特例に係る申請に必要な書類

通常の支給認定申請に必要な書類一式と次の書類①②をご提出ください^{※3}。

- ①医療費申告書（ひと月につき1枚、3ヶ月分が必要です。）
- ②領収書・診療明細書、調剤明細書等のコピー（かかった医療費が確認できるもの）

^{※3}重症度分類を満たさないことを理由に申請が不認定となった方が、概ね12ヵ月以内に本制度で再申請をする場合には、不認定となった旨の通知書等を添付することにより、臨床調査個人票の提出を省略できます。

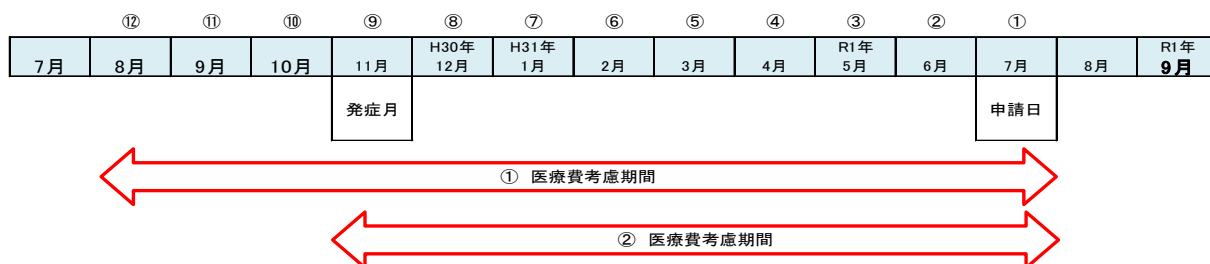
この場合において認定となった場合の医療費助成開始日は、再申請の支給認定申請書を保健所が受理した日からとなります。

（重症度を満たさないとと思われる方が、最初から軽症者特例に該当することを理由に申請をすることもできます。）

2 医療費を考慮する期間^{※1}

次の①②のいずれか短い期間を医療費考慮期間といいます。この期間以外のものは対象となりませんのでご注意ください。

- ①支給認定申請日（再申請のときは再申請日）の属する月から起算して12月前の月までの期間
- ②指定難病を発症した月（臨床調査個人票に記載された発症年月）から支給認定申請日（再申請のときは再申請日）の属する月までの期間



3 指定難病に係る医療費総額^{※2}

医療費総額には申請する指定難病に係る医療費（介護サービス費）を含みますが、入院時食事（生活）療養標準負担額は除きます。

病名		病名		病名	
あ	135	あいかるでいしょうこうぐん アイカルディ症候群	え	204	えまめえるしょうこうぐん エマヌエル症候群
	119	あいざっくすしょうこうぐん アイザックズ症候群		30	えんいがたみおぼちー 遠位型ミオパチー
	66	lgAじんしょう IgA腎症	お	68	おうしよくじんたいこつかしょう 黄色靱帯骨化症
	300	IgG4かんれんしつかん IgG4関連疾患		301	おうはんじすとろふいー 黄斑ジストロフィー
	24	あきゆうせいこうかせいぜんのうえん 亜急性硬化性全脳炎		146	おおたわらしょうこうぐん 大田原症候群
	46	あくせいかんせつりうまち 悪性関節リウマチ		170	おくしびたる・ほーんしょうこうぐん オクシビタル・ホーン症候群
	83	あじそんびょう アジソン病		227	おすらーびょう オスラー病
	303	あつしゃーしょうこうぐん アツシャー症候群	か	232	かーにーふくごう カーニー複合
	116	あとしせいせきすいえん アトピー性腎臓炎		141	かいばこうかきともなうないそくそくとうようてんかん 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
	182	あべーるしょうこうぐん アペール症候群		97	かいようせいだいちょうえん 潰瘍性大腸炎
	297	あらじーるしょうこうぐん アラジール症候群		72	かすいたいせい ADHぶんびつじょうしょう 下垂体性ADH分泌異常症
	231	あるふあーあんちとりぶしんけつぼうしょう α1-アンチトリプシン欠乏症		74	かすいたいせい PRLぶんびつこうしんしょう 下垂体性PRL分泌亢進症
	218	あるぼーとしょうこうぐん アルポート症候群		73	かすいたいせい TSHぶんびつこうしんしょう 下垂体性TSH分泌亢進症
	131	あれきさんだーびょう アレキササンダー病		76	かすいたいせいごなどろびんぶんびつこうしんしょう 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
	201	あんじえるまんしょうこうぐん アンジェルマン症候群		77	かすいたいせいせいちょうほるもんぶんびつこうしんしょう 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
	184	あんどれーびくすらーしょうこうぐん アントレー・ビクスラー症候群		78	かすいたいぜんようきのうていかしょう 下垂体前葉機能低下症
い	247	いそきつそうさんけつしょう イソ吉草酸血症		79	かぞくせいこうこれすてろーるけつしょう(ほもせつごうたい) 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
	222	いちじせいねふるーぜしょうこうぐん 一次性ネフローゼ症候群		266	かぞくせいちちゅうかいねつ 家族性地中海熱
	223	いちじせいまくせいぞうしよくせいしきゅうたいじんえん 一次性膜性増殖性糸球体腎炎		161	かぞくせいりょうせいまんせいてんぼうそう 家族性良性慢性天疱瘡
	197	1p36けつしつしょうこうぐん 1p36欠失症候群		307	かなぼんびょう カナパン病
	325	いでんせいじこえんしょうしつかん 遺伝性自己炎症疾患		269	かのうせいむきんせいかんせつえん・えそせいひししょう・あくねしょうこうぐん 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アグネ症候群
	120	いでんせいじすとにあ 遺伝性ジストニア		187	かぶきしょうこうぐん 歌舞伎症候群
	115	いでんせいしゅうきせいししまひ 遺伝性周期性四肢麻痺		258	がらくとーすー1ーりんきんうりじるとら ガラクトース-1-リン酸ウリジルトラ ンスフェラーゼ欠損症
	298	いでんせいすいえん 遺伝性腭炎		48	げんぼつせいこうりんしつこうたいしょうこうぐん 原発性抗リン脂質抗体症候群
	286	いでんせいてつがきゅうせいひんけつ 遺伝性鉄芽球形貧血		316	かるにちんかいりょうじょうしょう カルニチン回路異常症
う	175	ういーばーしょうこうぐん ウィーバー症候群		257	かんがたうげんびょう 肝型糖原病
	179	ういりあむずしょうこうぐん ウィリアムズ症候群		226	かんしつせいぼうこうえん(はんながた) 間質性膀胱炎(ハンナ型)
	171	ういるそんびょう ウィルソン病		150	かんじょう20ばんせんしよくたいしょうこうぐん 環状20番染色体症候群
	145	うえずとしょうこうぐん ウエスト症候群		209	かんぜんたいけつかんてんいしょう 完全大血管転位症
	191	うえるなーしょうこうぐん ウェルナー症候群		164	がんひふはくひしょう 眼皮膚白皮症
	233	うおるふらむしょうこうぐん ウォルフラム症候群	き	236	ぎせいふくこうじょうせんきのうていかしょう 偽性副甲状腺機能低下症
	29	うるりっひびょう ウルリッヒ病		219	ぎやろうえい・もわとしょうこうぐん ギャロウェイ・モフト症候群
え	26	HTLV-1かんれんせきすいしょう HTLV-1関連脊髄症		1	きゅうせきすいせいきんしゆくしょう 球脊髄性筋萎縮症
	180	ATR-Xしょうこうぐん ATR-X症候群		220	きゅうそくしんこうせいしきゅうたいじんえん 急速進行性糸球体腎炎
	168	えーらす・だんろすしょうこうぐん エーラス・ダンロス症候群		271	きょうちよくせいせきついえん 強直性脊椎炎
	287	えぶすたின்しょうこうぐん エプスタイン症候群		41	きよさいぼうせいどうみやくえん 巨細胞性動脈炎
	217	えぶすたின்びょう エプスタイン病		279	きよだいじょうみやくきけい(けいぶこうういんとうびまんせいびょうへん) 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
			き	280	きよだいじょうみやくきけい(けいぶがんめんまたはしびょうへん) 巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
				100	きよだいぼうこうたんしうけつちようちようかんぜんどうふせんしょう 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
				278	きよだいりんぱかんきけい(けいぶがんめんびょうへん) 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
				2	きんいしゆくせいそくさくこうかしょう 筋萎縮性側索硬化症
				256	きんがたうげんびょう 筋型糖原病
				113	きんじすとろふいー 筋ジストロフィー
			<	75	くっしんぐびょう クッシング病
				106	くりおびりんかんれんしゅうきねつしょうこうぐん クリオピリン関連周期熱症候群
				281	くりっぺる・とれのねー・うえーばーしょうこうぐん クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
				181	くるーぞんしょうこうぐん クルーゾン症候群
				248	ぐるこーすとらんすぽーたー1けつそんしょう グルコーストランスポーター1欠損症
				249	ぐるたるさんけつしょう1がた グルタル酸血症1型
				250	ぐるたるさんけつしょう2がた グルタル酸血症2型
				16	くろう・ふかせししょうこうぐん クロウ・深瀬症候群
				96	くろーんびょう クローン病
				289	くろんかいと・かなだしょうこうぐん クロンカイト・カナダ症候群
			け	129	けいれんじゆうせきがた(にそうせい)きゅうせいのうしょう 痙攣重積型(二相性)急性脳症
				158	けつせつせいこうかしょう 結節性硬化症
				42	けつせつせいほうとうみやくえん 結節性多発動脈炎
				64	けつせんせいけつしょうばんげんしょうせいしほんびょう 血栓性血小板減少性紫斑病
				137	げんきよくせいひしついきせい 限局性皮膚異形成
				262	げんぼつせいこうかいりょうみくろんけつしょう 原発性高カイトミクロン血症
				94	げんぼつせいこうかせいたんかんえん 原発性硬化性胆管炎
				48	げんぼつせいこうりんしつこうたいしょうこうぐん 原発性抗リン脂質抗体症候群
				4	げんぼつせいそくさくこうかしょう 原発性側索硬化症
				93	げんぼつせいたんじゅうせいたんかんえん 原発性胆汁性胆管炎
				65	げんぼつせいめんえきふせんしょうこうぐん 原発性免疫不全症候群
				43	けんびきょうてきたはつけつかんえん 顕微鏡的多発血管炎
			こ	267	こうI&Dしょうこうぐん 高IgD症候群
				98	こうさんきゅうせいしよくかかんしつかん 好酸球形消化管疾患
				45	こうさんきゅうせいたはつけつかんえんせいにくげししょう 好酸球形多発血管炎性肉芽腫症
				306	こうさんきゅうせいふくびくえん 好酸球形副鼻腔炎
				221	こうしきゅうたいきていまくじんえん 抗糸球体基底膜腎炎
				69	こうじゅうじんたいこつかしょう 後縦靱帯骨化症
				80	こうじょうせんほるもんふおうしょう 甲状腺ホルモン不応症
				59	こうそくがたしんきんしょう 拘束型心筋症
				241	こうちろしんけつしょう1がた 高チロシン血症1型

病名		病名		病名	
こ	242 高チロシン血症2型	し	154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	せ	311 先天性三尖弁狭窄症
	243 高チロシン血症3型		138 神経細胞移動異常症		225 先天性腎性尿崩症
	283 後天性赤芽球癆		125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症		282 先天性赤血球形成異常性貧血
	70 広範脊柱管狭窄症		34 神経線維腫症		312 先天性僧帽弁狭窄症
	332 膠様滴状角膜ジストロフィー		121 神経フェリチン症		139 先天性大脳白質形成不全症
	192 コゲイン症候群		9 神経有棘赤血球症		313 先天性肺静脈狭窄症
	104 コステロ症候群		5 進行性核上性麻痺		82 先天性副腎低形成症
	274 骨形成不全症		272 進行性骨化性線維異形成症		81 先天性副腎皮質酵素欠損症
	199 5p欠失症候群		25 進行性多巣性白質脳症		111 先天性ミオパチー
	185 コフィン・シリズ症候群		308 進行性白質脳症		130 先天性無痛無汗症
	176 コフィン・ローリー症候群		309 進行性ミオクローヌステんかん		253 先天性葉酸吸収不全
	52 混合性結合組織病		214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		127 前頭側頭葉変性症
さ	190 鰓耳腎症候群		213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	そ	147 早期ミオクロニー脳症
	60 再生不良性貧血		157 スタージ・ウェーバー症候群		207 総動脈幹遺残症
	55 再発性多発軟骨炎	す	38 ステューヴンス・ジョンソン症候群		293 総排泄腔遺残
	211 左心低形成症候群		202 スミス・マギニス症候群		292 総排泄腔外反症
	84 サルコイドーシス		206 脆弱X症候群		194 ソトス症候群
	212 三尖弁閉鎖症	せ	205 脆弱X症候群関連疾患	た	284 ダイヤモンド・ブラックファン貧血
	317 三頭酵素欠損症		54 成人スチル病		200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
し	103 CFC症候群		117 脊髄空洞症		7 大脳皮質基底核変性症
	53 シェーグレン症候群		18 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）		326 大理石骨病
	159 色素性乾皮症		118 脊髄髄膜瘤		40 たかやどうみやくえん 高安動脈炎
	32 自己貪食空胞性ミオパチー		3 脊髄性筋萎縮症		17 たけいとういしゆくしょう 多系統萎縮症
	95 自己免疫性肝炎		319 セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症		275 たなとふおりつくこついきせいしょう タナトフォリック骨異形成症
	288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症		328 ぜんがんぶけいせいじょう 前眼部形成異常		44 たはつつけかんえんせいにくげしゆくしょう 多発血管炎性肉芽腫症
	61 自己免疫性溶血性貧血		28 ぜんしんせいあみろいどーしす 全身性アミロイドーシス		13 たはつせいこうかしょう・しんけいせきずいえん 多発性硬化症／視神経脊髄炎
	260 シトステロール血症		49 ぜんしんせいえりてまとーです 全身性エリテマトーデス		67 たはつせいのうほうじん 多発性嚢胞腎
	318 シトリン欠損症		51 ぜんしんせいきょうひしろう 全身性強皮症		188 たひしろうこうぐん 多脾症候群
	224 しはんびょうせいじんえん 紫斑病性腎炎		310 せんでんいじょうしろうこうぐん 先天異常症候群		261 たんじーるびょう タンジール病
	265 しぼういしゆくしょう 脂肪萎縮症		294 せんでんせいおうかくまくへるにあ 先天性横隔膜ヘルニア		210 たんしんしつしろう 単心室症
	107 若年性特発性関節炎		132 せんでんせいかくじょうせいきゅうまひ 先天性核上性球麻痺		166 だんせいせんいせいかせいおうしゆくしゆ 弾性線維性仮性黄色腫
	304 若年発症型両側性感音難聴		330 せんでんせいきかきょうさくしろう 先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症		296 たんどうへいさしろう 胆道閉鎖症
	10 シャルコー・マリー・トゥース病		160 せんでんせいぎょりんせん 先天性魚鱗癬	ち	305 ちはつせいなりんばすいしゆ 遅発性内リンパ水腫
	11 じゅうしやうきんむりよくしろう 重症筋無力症		12 せんでんせいきんむりよくしろうこうぐん 先天性筋無力症候群		105 ちゃーじしろうこうぐん チャージ症候群
	208 しゅうせいだいけつかんでんいしろう 修正大血管転位症		320 せんでんせいぐりこしるほすふあちじるいのしとーる 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症		134 ちゅうかくしんけいけいせいじょうしろう/どもるしあしろうこうぐん 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
	177 ジュベール症候群関連疾患				39 ちゅうどくせいひょうひえししろう 中毒性表皮壊死症
	33 しゅわるとつ・やんべるしろうこうぐん シュワルトツ・ヤンベル症候群				101 ちやうかんしんけいせつさいほうきんしろうしろう 腸管神経節細胞僅少症

病名		病名		病名	
て	108 TNF受容体関連周期性症候群	は	8 ハンチントン病	へ	149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
	172 低ボスファターゼ症	ひ	152 PCDH19関連症候群	ほ	323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
	35 てんぼうそう 天疱瘡		321 ひけとーしすがたこうぐりしんけつしょう 非ケトーシス型高グリシン血症		62 ほっさせいやかんへもぐるびんにょうしょう 発作性夜間ヘモグロビン尿症
と	123 とくとうへんけいせいせきつしよともなうじよせんしよくたいれつせいはくしつしょう 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症		165 ひこうせいひふこつまくしょう 肥厚性皮膚骨膜炎		254 ぼるふいりんしょう ポルフィリン症
	57 とくはつせいかくちやうがたしんきんしよ 特発性拡張型心筋症		114 ひじすとろふいーせいみおとにーしよこうぐん 非ジストロフィー性ミオトニー症候群	ま	112 まりねすこ・シェーグレン症候群
	85 とくはつせいかんしつせいはいせん 特発性間質性肺炎		124 ひしつかこうそくとくはくしつしょうともなうじよせんしよくたいれつせいはくしつしょう 皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症		167 まるふあんしよこうぐん マルファン症候群
	27 とくはつせいきていかくせつかいかしよ 特発性基底核石灰化症		58 ひだいがたしんきんしよ 肥大型心筋症		14 まんせいえんしよせいだつずいせいたはつしんけいせん 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/ たそうせいうんどうにゅーるぼちー 多巣性運動ニューロパチー
	63 とくはつせいけつしょうばんげんしよせいしはんびよ 特発性血小板減少性紫斑病		239 びたみんDいぞんせいくるびよ/こつなんかしよ ビタミンD依存性くる病/骨軟化症		88 まんせいけつせんそくせんせいはいこうけつあつしよ 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	327 とくはつせいけつせんしよ いでんせいけつせんせいそいんによるものに限る。) 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)		238 びたみんDていこうせいくるびよ/こつなんかしよ ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		270 まんせいさいはつせいはつせいこつずいせん 慢性再発性多発性骨髄炎
	163 とくはつせいこうてんせいぜんしんせいむかんしよ 特発性後天性全身性無汗症		314 ひだりはげうみやくみぎはいどうみやくきししよ 左肺動脈右肺動脈起始症		99 まんせいとくはつせいげいせいちやうへいそくしよ 慢性特発性偽性腸閉塞症
	71 とくはつせいだいたいこつとうえししよ 特発性大腿骨頭壊死症		128 びつかーすたつふのうかんのうえん ビッカースタッフ脳幹脳炎		142 みおくるにーけつしんてんかん ミオクロニー欠神てんかん
	331 とくはつせい たちゆうしんせい びよ 特発性多中心性キャスルマン病		109 ひてんけいようけつせいにようどくしよしょうこうぐん 非典型溶血性尿毒症症候群	み	143 みおくるにーだつりよくほっさきともなうてんかん ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	92 とくはつせいもんみやくあつこうしんしよ 特発性門脈圧亢進症		290 ひとくいせいたはつせいしよちやうかいようしよ 非特異性多発性小腸潰瘍症		21 みとこんどりあびよ mitochondria 病
	140 だらべしよこうぐん トラベ症候群		50 ひふきんえん・たはつせいきんえん 皮膚筋炎/多発性筋炎	む	329 むこうさいしよ 無虹彩症
な	268 なかじよ・にしむらしよこうぐん 中條・西村症候群		36 ひようひすいほうしよ 表皮水疱症		189 むひしよこうぐん 無脾症候群
	174 なす・はこらびよ 那須・ハコラ病	い	291 ひるしゆすぶるんぐびよ(ぜんけつちやうがたまはしよちやうがた) ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)		264 むべーたりぼたんぼくけつしよ 無βリボタンパク血症
	276 なんこつむけいせいしよ 軟骨無形成症		173 ぶあーたーしよこうぐん VATER症候群		244 めーぶるしろうつぷにょうしよ メーブルシロップ尿症
	153 なんじひんかいはふんほっさじゆうせきがたきゆうせいのうえん 難治頻回部分発作重積型急性脳炎		183 ふあいふあーしよこうぐん ファイファー症候群	め	324 めちるぐるたこんきんにょうしよ メチルグルタコン酸尿症
に	203 22q11.2けつしつしよこうぐん 22q11.2欠失症候群		50 ひふきんえん・たはつせいきんえん 皮膚筋炎/多発性筋炎		246 めちるまるんきんけつしよ メチルマロン酸血症
	295 にゅうじよかんきよだいかんしゆ 乳幼児肝巨大血管腫		36 ひようひすいほうしよ 表皮水疱症		133 めびうすしよこうぐん メビウス症候群
	251 にようそさいくるいじよしよ 尿素サイクル異常症		291 ひるしゆすぶるんぐびよ(ぜんけつちやうがたまはしよちやうがた) ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)		169 めんけすびよ メンケス病
ぬ	195 ぬーなんしよこうぐん ヌーナン症候群		173 ぶあーたーしよこうぐん VATER症候群	も	90 もうまくしきそへんせいしよ 網膜色素変性症
ね	315 ねいるばてらしよこうぐん そうつがいてつしよこうぐん 群) / LMX1B 関連腎症		183 ふあいふあーしよこうぐん ファイファー症候群		22 もやもやびよ モヤモヤ病
の	263 のうけんおうしよくしよ 脳髄黄色腫症		215 ふあろーしちよしよ ファロー四徴症		178 もわつと・ういるそんしよこうぐん 群 モワット・ウィルソン症候群
	122 のうひやうへもじてりんちやくしよ 脳表ヘモジデリン沈着症		285 ふあんこにひんけつ ファンコニ貧血	や	196 やんぐ・しんぶそんしよこうぐん 群 ヤング・シンブソン症候群
	37 のうほうせいかんせん(はんぼつせい) 膿胞性乾癬(汎発性)		15 ふうにゅうたいきんえん 封入体筋炎	ゆ	148 ゆうそうせいしよてんほっさきともなうにゅうじてんかん 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
	299 のうほうせいせんいしよ 囊胞性線維症		240 ふえにるけとんにょうしよ フェニルケトン尿症	よ	198 4pけつしつしよこうぐん 4p欠失症候群
は	6 ばーきんそんびよ パーキンソン病		255 ふくごうかるほきしらーぜけつせんしよ 複合カルボキシラーゼ欠損症	ら	19 らいそぞーむびよ ライソゾーム病
	47 ばーじゃーびよ パーチャー病	へ	235 ふくこうじよせんきのうていかしよ 副甲状腺機能低下症		151 らすむつせん のうえん ラスムッセン脳炎
	87 はいじよみやくへいそくしよ・はいもうさいけつかんしゆしよ 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症		20 ふくじんはくしつじすとろふいー 副腎白質ジストロフィー		155 らんどう・くれふなーしよこうぐん 群 ランドウ・クレフナー症候群
	86 はいどうみやくせいはいこうけつあつしよ 肺動脈性肺高血圧症		237 ふくじんひしつしげきほるもんふおしよ 副腎皮質刺激ホルモン不応症	り	252 りじんにょうしよたんぼくふたいしよ リジン尿性蛋白不耐症
	229 はいほうたんぼくしよ(じこめんえきせいまたはせんてんせい) 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)		110 ぶらうしよこうぐん ブラウ症候群		216 りやうだいてつかんうしつきしよ 両大血管右室起始症
	230 はいほうていかんきしよこうぐん 肺胞低換気症候群		193 ぶらだー・ういりしよこうぐん ブラダー・ウィリ症候群		277 りんばかんしゆしよ/こーはむびよ リンパ管腫症/ゴーハム病
	333 はっちんそん・ぎるふおーどしよこうぐん 8 ハッチンソン・ギルフォード症候群		23 ぶりおんびよ プリオン病		89 りんばみやくかんきんしゆしよ リンパ脈管筋腫症
	91 ばつど・きありしよこうぐん 91 パッド・キアリ症候群		245 ぶるびおんきんけつしよ プロピオン酸血症	る	162 るいてんほうそう 類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
			228 へいそくせいさいきかんしえん 閉塞性細気管支炎		
			322 べーたけとちおらーぜけつせんしよ β-ケトチオラーゼ欠損症		
			56 べーちえつとびよ ベーチェット病		
			31 べすれむみおぼちー ベスレムミオパチー		
			126 べりーしよこうぐん ペリー症候群		
			234 べろおきしよむびよ(ふくじんはくしつじすとろふいーをのぞく。) ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)		
			136 へんそくきよのうしよ 片側巨脳症		

病名		病名		病名	
る	102	るびんしゅたいん・ていびしょうこうぐん ルビンシュタイン・テイビ症候群			
れ	302	れーべるいでんせいしんけいしょう レーベル遺伝性視神経症			
	259	れしちんこれすてろーあしるとらん レシチンコレステロールアシトラン すふえらーぜけつそんしょう スフェラーゼ欠損症			
	156	れつしょうこうぐん レット症候群			
	144	れのつくす・がすとこしょうこうぐん レンックス・ガストー症候群			
ろ	186	ろすむんど・とむそんしょうこうぐん ロスムンド・トムソン症候群			
	273	ろっこつじょうをもなうせんてんせいそくわんしょう 肋骨異常を伴う先天性側弯症			